

議案第9号

脳脊髄液漏出症医療改善に関する意見書提出について

上記の件について、常総市議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年6月16日 提出

提出者 文教厚生委員長 柳 井 真 吾

## 脳脊髄液漏出症医療改善に関する意見書

脳脊髄液減少（漏出）症は、脳脊髄液の漏出または減少により、起立性頭痛、頸部痛、めまい、強い倦怠感、視覚・聴覚過敏等、日常生活を著しく制限する深刻な症状を引き起こす疾患であり、交通事故や転倒、医療行為等を契機に発症することも多く、誰にでも起こり得る難治性の高い病気である。

さらに、本症は診断が極めて困難であり、一般的な医療機関では適切に把握されないケースが少なくない、その結果、患者は長期間にわたり原因不明の症状に苦しみ適切な治療にたどりつけないまま放置される実態がある。

とりわけ茨城県内においては、脳脊髄液減少（漏出）症の診断は出来るものの、放射性同位元素検査やブラッドパッチ療法などの専門的な治療の施設基準を満たし保険適用での治療が可能な医療施設がないため、患者は県外の医療機関へ長時間をかけて通院せざるを得ない。

これは病気の特性上、患者および家族に過大な身体的・精神的・経済的負担を強いているものである。

さらに、治療法は未だ確立途上であり長期療養を余儀なくされているにもかかわらず、難病指定がなされていないため、公的支援は極めて不十分である。

よって、国及び茨城県においては、本症に苦しむ患者の実情を直視し、下記の事項について責任をもって速やかに実施するよう強く求める。

### 記

1. 国において、該当疾患の診断基準の確立及び治療法の研究開発を加速し、全国的な医療体制の抜本的強化を図ること。
2. 脳脊髄液減少（漏出）症を速やかに難病として指定し、医療費助成を含む実効性のある支援体制を確立すること。
3. 茨城県内において、脳脊髄液減少（漏出）症の専門的診断及び治療が可能な拠点医療機関を早急に整備・確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

常 総 市 議 会

#### 【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、茨城県知事